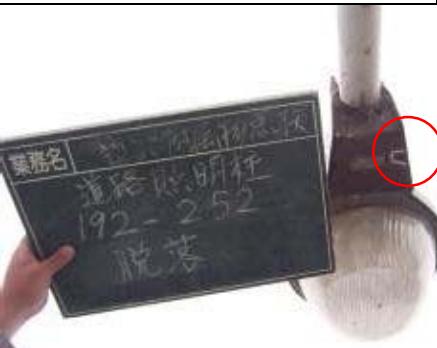


損傷 判定 区分	ゆるみ・脱落	部位	灯具及び灯具取付部
e		状況	灯具取付ボルトの脱落が確認された。
		要因	振動によるものと考えられる。
		措置の目安	ボルトの新設。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。
		備考	
c		状況	灯具カバーのボルトにゆるみが確認された。
		要因	振動によるものと考えられる。
		措置の目安	増し締めする必要があると考えられる。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。
		備考	
a		状況	健全な状態である。
		要因	—
		措置の目安	—
		備考	

損傷 判定 区分	ゆるみ・脱落	部位	アンカーボルト	
e	(事例なし)	状況	アンカーボルトの脱落が確認された。	
		要因	振動によるものと考えられる。	
		措置の目安	ナットの締め直しが必要である。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。	
		備考		
c		状況	アンカーボルトにゆるみが確認された。	
		要因	振動によるものと考えられる。	
		措置の目安	増し締めする必要があると考えられる。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。	
		備考		
a		状況	健全な状態である。	
		要因	—	
		措置の目安	—	
		備考		

損傷 判定 区分	破断	部 位	開口部（電気設備用開口部）
e		状 態	電気設備用開口部の蓋の取付けボルトが破断している。
e		要 因	衝突によるものと考えられる。
e		措置の目安	ボルトの交換と、開口部を補修する必要がある。
e		備 考	
c		状 態	
c		要 因	
c		措置の目安	
c		備 考	
a		状 態	健全な状態である。
a		要 因	—
a		措置の目安	—
a		備 考	

損傷 判定 区分	破断	部 位	支柱継手部（上下管取付部）	
e		状 態	上下管の取付部が鞘管構造となつており、この部位のボルトが破断している。	
		要 因	振動によるものと考えられる。	
		措置の目安	ボルトの交換か、取付管を更新する必要がある。	
		備 考		
c		状 態		
		要 因		
		措置の目安		
		備 考		
a		状 態	健全な状態である。	
		要 因	—	
		措置の目安	—	
		備 考		

損傷 判定 区分	破断	部位	支柱
e		状況	支柱の溶接継手部の腐食により、破断、照明柱上側が落下した状況が確認される。
		要因	溶接継手部内側からの腐食により破断したと考えられる。
		措置の目安	速やかに撤去し、更新する必要があると考えられる。
		備考	
c		状況	
		要因	
		措置の目安	
		備考	
a		状況	健全な状態である。
		要因	—
		措置の目安	—
		備考	

損傷 判定 区分	破断	部位	支柱横梁（基部）	
e		状況	標識の横梁の基部がき裂により破断して落下した状況が確認される。	
		要因	強風などによる疲労き裂が考えられる	
		措置の目安	更新する必要があると考えられる。	
		備考		
c		状況		
		要因		
		措置の目安		
		備考		
a		状況	健全な状態である。	
	要因	-		
	措置の目安	-		
	備考			

損傷判定区分	変形・欠損	部位	支柱本体	
e		状況	支柱本体に大きな変形が確認された。	
		要因	衝突によるものと考えられる。	
		措置の目安	更新する必要がある。	
		備考		
c		状況	支柱本体に微小な変形が確認された。	
		要因	衝突によるものと考えられる。	
		措置の目安	補修塗りを行えば機能的には問題ないので、現状維持でよいと考えられる。	
		備考		
a		状況	健全な状態である。	
		要因	—	
		措置の目安	—	
		備考		

損傷 判定 区分	変形・欠損	部位	開口部（電気設備用開口部）	
e		状況	著しい変形、断面の欠損が確認される。	
		要因	衝突によるものと考えられる。	
		措置の目安	更新する必要があると考えられる。	
		備考		
c		状況	変形が確認された。 断面欠損は認められない。	
		要因	衝突によるものと考えられる。	
		措置の目安	腐食の要因となり機能的な問題へと発展する可能性がある場合は、蓋を更新するのがよいと考えられる。	
		備考		
a		状況	健全な状態である。	
		要因	—	
		措置の目安	—	
		備考		

損傷 判定 区分	滯水	部 位	開口部（支柱内部）	
e		状 態	支柱内部に雨水の滯水が確認できる。	
		要 因	開口部から進入したものと考えられる。	
		措置の目安	支柱内部の滯水除去と、清掃後、補修塗装が必要である。	
		備 考		
c		状 態	支柱内部に滯水の形跡が認められる。	
		要 因	開口部から進入したものと考えられる。	
		措置の目安	支柱内部の清掃後、補修塗装が必要であると考えられる。	
		備 考		
a		状 態	健全な状態である。	
		要 因	—	
		措置の目安	—	
		備 考		

損傷 判定 区分	腐食	部 位	灯具及び灯具取付部（トンネル照明）
e (事例なし)		状 況	著しい腐食が生じている。
		要 因	経年的な劣化や、大気中の化学腐食成分等の外的要因によるものと思われる。
		措置の目安	早急に交換の必要がある。
		備 考	
c		状 況	腐食が生じている。断面の減少等は認められない。
		要 因	経的な劣化や、大気中の化学腐食成分等の外的要因によるものと思われる。
		措置の目安	次回点検までに腐食が著しく進行する恐れがある場合は、新規部材に更新する必要がある。
		備 考	
a		状 況	健全な状態である。
		要 因	—
		措置の目安	—
		備 考	赤丸部の取付部